

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 株式会社西脇産業

業者の住所 : 京都府木津川市加茂町美浪櫛5

2. 競争参加停止措置期間 : 2024年1月24日～ 2024年2月23日
(1ヵ月)

3. 事 実 概 要 :

株式会社西脇産業は、2020年8月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格（令和4・5年度分）を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかった。このことが、建設業法第11条第1項に違反し、同法第28条第1項の規定により、2023年11月24日に京都府から指示処分を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社西脇産業が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--------------------------|
| 1～11 略 | |
| 12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。） | 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内 |
| 13～15 略 | |